

令和3年4月28日

定時制生徒の皆さんへ

京都府立鳥羽高等学校  
校長 川口 浩文

### 緊急事態宣言発令中のゴールデンウィークにおける注意事項について

現在、京都府において5月11日（火）までの期間、緊急事態宣言が発令されています。ゴールデンウィークは5月当初5連休となりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めると共に、生徒の皆さんにとって安心安全で事故なく有意義な休暇にするため、特に下記のことについて注意してください。

#### 記

- 1 緊急事態宣言が発出されていることを自覚し、不要不急の外出はしないこと。また、必要があっても外出しなければならない場合は、検温等による健康観察を行った上、三密を避け、新しい生活様式（ソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗い・うがい、換気等）に十分に注意をすること。
- 2 自らの日常生活を見つめ直し、学習・読書・家事やアルバイト等、自分に不足している点を補うような時間を持つこと。また、日頃の学習で理解ができていない点は十分に復習を行い、遅れがあれば取り戻すこと。
- 3 交通法規やルールを守り、交通事故の未然防止につとめること。また、自転車の整備はきちんと行い、ルールを守れないマナーを欠いた自転車の運転をしないこと。
- 4 違法薬物（大麻や覚せい剤等）や危険ドラッグ（合法ハーブやアロマ等）には絶対に手を出さないこと。万が一、誘われてもきっぱり断ること。
- 5 高校生の入場が禁止されているパチンコ店や公営ギャンブル（競馬・競輪等）等には行かないこと。
- 6 外出しなければならないときは、必ず行き先を家人に告げること。保護者の許可のある特別な場合を除いて、夜間の外出、外泊は行わないこと。
- 7 連休明けに生活態度等に気のゆるみが出ないように、ゴールデンウィーク期間中、基本的な生活習慣を守り、きちんとした生活を送ること。
- 8 ゴールデンウィーク終了後も緊急事態宣言が発出されている5月11日（火）までは、1限～4限の授業を5分間短縮し、4限終了時刻を20時45分、放課後完全下校時間を21時40分とする。  
※ 緊急事態宣言期間が延長された場合は、短縮授業及び完全下校時間を早めることを継続する。
- 9 新型コロナウイルス感染の疑いが判明した場合は、土日祝日を含め、学校に連絡すること。  
※ PCR検査等結果が判明した場合はもちろん、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず報告（電話又はメール）すること。

連絡先（学校）：075-672-8481、メール：toba-hs-tei@kyoto-be.ne.jp  
学校休業日の緊急連絡：メールのみ（首席副校長に転送されます。）